

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護法による保護の実施

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、生活保護法による保護の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法による保護の実施
②事務の概要	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務 ⑧ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑨ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑩ 医療扶助のオンライン資格確認 (1) 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2) 社会保険診療報酬支払基金へ委託する以下の事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等中間サーバー等における期間別符号の取得等
③システムの名称	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護業務台帳(生活保護業務DB)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表23の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 番号法 第19条8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 【情報照会】 42、43の項(表のうち第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち第二欄(特定個人番号利用事務)に生活保護に関する事務が含まれる項) 【情報提供】 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項(表のうち第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6085
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部生活福祉課管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6085
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う全職員に対し、研修に参加させている。 ・未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じる。 ・ヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な研修や内部監査等を実施する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活に困窮する外国人に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	事後	
平成28年6月10日	5. 評価実施機関における担当部署	生活福祉課長 三浦 博司	生活福祉課長 倉松 邦多	事後	
平成28年6月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事前	
平成28年6月9日	② 法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の26	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月31日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月31日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年5月28日	5. 評価実施機関における担当部署	生活福祉課長 倉松 邦多	生活福祉課長	事後	
平成30年7月6日	② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	1 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	
平成30年9月14日	② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項	事後	
平成30年9月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		1⑧ 進捗準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対応		項目追加	事後	様式変更のため
令和1年12月13日	② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項	1 番号法第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項	事後	
令和1年12月13日	② 法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を含める命令	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を含める命令	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	1ー8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 丁130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区福祉保健部生活福祉課管理係 丁130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目—3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価書及び重点項目評価書の実施が義務付けられる	基礎項目評価書の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	② 法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和3年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和1年5月30日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和4年6月16日	② 法令上の根拠	1 番号法 第19条第7号 別表第二【情報照会】26の項	1 番号法 第19条第6号 別表第二【情報照会】26の項	事後	
令和4年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	
令和5年5月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	事前	
令和5年5月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名システム	事前	
令和5年5月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年5月20日 時点	令和5年5月26日 時点	事後	
令和5年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	事前	厚生労働省の10月3日付の通知において、「・医療保険者
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年5月26日 時点	令和5年10月17日 時点	事後	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年10月17日 時点	令和6年5月16日 時点	事後	
令和6年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	生活に困窮する者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その	事後	
令和7年6月21日	1 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	
令和7年6月27日	3 関連情報 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	
令和7年6月21日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 番号法 第19条第8号 別表第二【情報照会】26の項 【情報提供】90の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【情報照会】第19条 【情報提供】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第59条の3 ※ 番号法 第19条第8号 別表第二の30の項、90の項は主務省令が制定されていない。	1 番号法 第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 【情報照会】42、43の項(表のうち第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち第二欄(特定個人情報番号利用事務)に生活保護に関する事務が含まれる項) 【情報提供】13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項(表のうち第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)	事後	
令和7年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年5月16日 時点	令和7年5月12日 時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管等	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月27日	当該対策は十分か(再掲) 判断の根拠	—	十分である 特定個人情報を取り扱う全職員に対し、研修に参加させている。 ・未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じる。 ・ヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な研修や内部監査等を実施する。	事後	